

戦後日本における図書館学教育科目案の変遷 —館種別図書館職員養成の観点から—

山内美千絵
(筑波大学大学院生)
葉袋秀樹
(筑波大学)

【要旨】

本研究の目的は、1945年～2010年の日本において、図書館学教育の科目案の中で公共図書館以外の館種の図書館職員の養成科目が検討されてきたかどうか、その内容はどのようなものであったかを明らかにすることである。そのため、1945年から2010年までに作成された図書館学（図書館情報学）の科目案を幅広く収集し検討した。その結果、次のことが明らかになった。これまで、民間団体によって、他館種の図書館専門職員の養成のための科目案が作成されているが、十分検討されてこなかった。全館種の図書館職員の養成のための科目について検討する試みは、1972年以後2006年まで約35年間行われてこなかった。また、このような科目案が詳細に検討されたのは1965年の改善委員会試案のみであった。

1. はじめに

(1) 研究の背景

公共図書館は、法律上の社会教育施設であり、すべての住民が生涯を通じて、その資料や情報を活用して学習を行うことができる。図書館には、公共図書館以外に、大学図書館、学校図書館、専門図書館（以下、他館種図書館という）があり、大学、学校、企業・団体等に属する人びとが生涯のそれぞれの時期に利用して学習を行うことができる。これらの図書館は生涯学習において重要な役割を果たしており、一般公開されている場合や公共図書館と連携している場合には、社会教育施設としての側面を持つと考えられる。

図書館が、求められる役割を果たすには、図書館の運営やサービスを行う専門職員が必要であり、優れた専門職員を確保するには、適切な養成方法が必要である。しかし、図書館の専門職員は、公共図書館の司書のみが法律で定められ、他館種図書館の専門職員は法律で定められていない。そのため、公共図書館の司書と同じ形での養成は困難である。このことは、他館種図書館の職員を含む図書館職員全体として見た場合、図書館の弱点である。法律の裏づけがないことは、他館種図書館の専門職員の大学における養成にどのような影響を与えているのだろうか。また、それは、公共図書館の司書の養成にどのような影響を与えているのだろうか。

これに対して、博物館は、大学、学校、企業・団体所属のものも含めて、すべて社会教育施設で、博物館法の対象である。博物館の専門職員である学芸員は、大学、学校、企業・団体所属の博物館の職員も含めて、すべて同一の資格である。この点に、図書館と博物館の基本的な性格の相違がある。

他館種図書館の職員を含む図書館職員の養成には、第一に、社会教育施設職員の側面、第二に、図書館職員の側面、第三に、大学における特定分野の教育の側面の三つの側面が考えられる。第一の側面は、図書館職員のうち、公共図書館の司書に関するもので、社会教育政策の一環として進められ、社会教育行政、公共図書館行政の影響を受けるが、他館種図書館の専門職員には間接的な影響にとどまる。第二の側面は、図書館専門職員の養成に関する図書館関係の団体や大学による取組であるが、法律の裏づけがないため、民間団体の取組にとどまる。第三の側面としては、大学基準協会等による新しい学問分野の教育基準の作成が考えられる。

他館種図書館の専門職員の養成について検討するには、この三つの側面について、それぞれ検討する必要があるが、まず、その前段階として、戦後の日本において、他館種図書館の専門職員の養成のために、どのような団体によって、どのような科目案が考えられてきたかを明らかにする必要がある。これらの科目案の詳しい内容とその背景となる社会教育行政、図書館行政、大学行政の動向の分析は次の段階の課題である。

公共図書館の専門的職員である司書の資格は、1950年制定の図書館法で定められている。司書となる資格を得る方法として、大学で図書館に関する科目（以下、修得科目という）を履修する、司書講習を受講する等の方法が第5条で定められている。修得科目と単位数は図書館法施行規則第4条で定められている。これまで、司書資格取得のために修得する科目は3回改定され、単位数は徐々に増加しているが、24単位にとどまり、主に副専攻（非専攻）として履修するものとなっている。

他館種図書館の職員に関しては、公共図書館の司書のように、法律や省令にもとづく養成は行われていない。しかし、修得科目による司書の養成だけでは、教育内容が限定され、他館種図書館の職員の養成は困難である。そのため、民間団体によって、修得科目の内容を包摂する形で、図書館学（後には図書館情報学）の教育基準や科目案（以下、科目案という）が多数作成されてきた。これらの内容は、対象となる大学の種類、単位数、科目の構成、資格・等級において、きわめて多様である。

図書館学（図書館情報学）教育に関する文献は多数あるが、科目案を包括的に取り上げた文献は少ない。神本光吉は、1974年に、図書館学教育の科目案を作成機関によって4種類に分けて解説している²⁾。大学基準協会の図書館学教育基準、文部省の修得科目、日本図書館協会（以下、日図協という）図書館学教育改善委員会の改善案、日図協図書館学教育部会の改善案である。内容は、それぞれの科目案の目的、科目等の紹介と1972年の日図協図書館学教育部会「図書館学教育改善試案」の批判に重点が置かれている。柴田正美は、1999年に、修得科目、司書課程、教育基準、図書館情報学専攻のカリキュラムについて解説しているが、科目案の内容の紹介が中心である³⁾。根本彰は、2007年に、戦後の司書養成科目に関する議論の歴史を整理し、大学基準協会、文部科学省、日図協の科目案について言及しているが、修得科目に関する議論が中心で、日図協の科目案が館種ごとのカリキュラムから構成されていること等を指摘するにとどまっている⁴⁾。以上のように、これまで、他館種の図書館職員養成の科目案に関する詳しい検討は行われていない。

(2) 研究の目的と方法

本研究の目的は、1945年～2010年の日本では、図書館学教育の科目案において、他館種の図書館職員の養成科目が検討されてきたのかどうか、その内容はどのようなものであ

たかを明らかにすることである。これによって、他館種図書館の専門職員の養成に関するこれまでの科目案を知ることができる。

研究方法としては、文献調査を用いる。1945 年から 2010 年までを対象とし、図書館学の科目案に関する文献を幅広く収集し、次の観点から検討する。

- ①いつ、どのような機関・団体によって、制定・発表されたか。
- ②対象となる大学の種類（短大、4 年制大学、大学院）、単位数（専攻科・副専攻、履修する単位）、科目の構成、資格・等級の有無はどのようなものか。科目案の内容はどのようなものか。
- ③公共図書館職員の養成だけを目指しているのか。他館種図書館職員の養成も目指しているのか。その内容はどのようなものか。

なお、他館種図書館の専門職員を養成するための科目案は、各館種別図書館協会等の活動や館種別図書館職員に関する研究の中で検討されている可能性があるが、それは今後の研究対象としたい。また、個別の科目案については、今後さらに詳しく検討する。

2. 図書館学教育の科目案

1945～2010 年の 65 年間に作成された科目案を、三つの時代に区分して概観する。科目案は、修得科目に対する対応として作成される傾向が強いため、修得科目の制定・改定を基準として、時代区分を行った。

(1) 1950 年～1967 年

図書館法制定に先立つ 1949 年に大学基準協会から、分科教育基準として⁵⁾、「図書館員養成課程基準」が発表された⁶⁾。1950 年には修得科目が文部省令で定められた。大学基準協会は 1954 年に、「図書館員養成課程基準」を改定して、「図書館学教育基準」⁷⁾を発表した。1965 年に日図協図書館学教育改善委員会が「図書館学教育改善試案」⁸⁾を発表した（以下、改善委員会試案という）。

(2) 1968 年～1996 年

1968 年に修得科目の 1 回目の改定が行われた。1972 年に日図協図書館学教育部会図書館学教育基準委員会が「図書館学教育改善試案」⁹⁾を発表した（以下、教育部会試案という）。1977 年に大学基準協会が「図書館・情報学教育基準」¹⁰⁾を発表した。1982 年に大学基準協会が「図書館学・情報学教育基準」を改定し、「図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法」¹¹⁾を発表した。

(3) 1997 年～

1997 年に修得科目の 2 回目の改定が行われた。2003～2006 年に日本図書館情報学会が「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」を行い、2006 年に「図書館情報学カリキュラム案」を発表した（以下、カリキ案という）。2009 年に、大学で履修すべき図書館に関する科目の制定（修得科目の 3 回目の改定に当たる）が行われた。

(4) まとめ

第 1 表は、これまでに発表された科目案を年代順に整理したものである。65 年間に 11 件あり、平均して、約 6 年に 1 件の割合である。

発表年	名称	作成機関・団体
1949 年	図書館員養成課程基準	大学基準協会
1950 年	修得科目	文部省
1954 年	図書館学教育基準	大学基準協会
1965 年	図書館学教育改善試案	日図協図書館学教育改善委員会
1968 年	修得科目	文部省
1972 年	図書館学教育改善試案	日図協図書館学教育部会
1977 年	図書館学・情報学教育基準	大学基準協会
1982 年	図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法	大学基準協会
1996 年	修得科目	文部科学省
2006 年	図書館情報学カリキュラム案	日本図書館情報学会
2009 年	修得科目	文部科学省

第 1 表 科目案一覧（年代順）

科目案を制定・発表した機関・団体は、①文部科学省（旧文部省）、②大学基準協会、③日図協委員会・部会、④日本図書館情報学会の 4 つに分かれる。第 2 表は、それを作成機関・団体別に整理し、名称、科目名・内容の有無を示したものである。すべての科目案で一定の科目名が示されている。

作成機関・団体	発表年	名称	単位数	科目内容
文部省・ 文部科学省	1950 年	修得科目	15	なし
	1968 年	修得科目	19	なし
	1996 年	修得科目	20	有
	2009 年	修得科目	24	有
大学基準協会	1949 年	図書館員養成課程基準	20	なし
	1954 年	図書館学教育基準	38	なし
	1977 年	図書館学・情報学教育基準	38	なし
	1982 年	図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法	38	なし
日図協	1965 年	図書館学教育改善試案	20～38	有
	1972 年	図書館学教育改善試案	22～38	なし
日本図書館情報学会	2006 年	図書館情報学カリキュラム案	なし	有

第 2 表 科目案一覧（作成機関別）

以下の 3～4 章では、制定機関・団体別に科目案について分析し、それぞれの特徴を明らかにする。

3. 文部科学省による修得科目の改定

(1) 修得科目の制定(1950)

1950年に図書館法が制定され、これに基づき、司書講習のための科目が文部省令により制定された。4年制大学と短期大学を対象としている。必修科目11単位、選択科目4単位、合計15単位からなる。公共図書館の専門職員の資格である司書養成のための科目である。単位数から、主に司書課程を想定していると考えられる。

(2) 修得科目の改定(1968)

1968年に第1回目の改定が行われた。必修科目15単位、選択科目4単位、合計19単位からなる。必修科目が4単位増加し、合計で4単位増加している。その他の点については同様である。

(3) 修得科目の改定(1996)

1996年に2回目の改定が行われた。必修科目18単位、選択科目2単位、合計20単位からなる。必修科目が3単位増加し、選択科目が2単位減少し、合計で1単位増加している。その他の点については同様である。

(4) 修得科目の改定(2009)

2008年に図書館法が改正され、大学で履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めることになった。2009年に文部科学省令が改正され、図書館に関する科目が制定された。これは3回目の改定に当たる。必修科目22単位、選択科目2単位、合計24単位からなる。必修科目が4単位増加し、合計で4単位増加している。司書課程を想定している点では同じである。

(5) まとめ

4つの修得科目には次の特徴がある。

第一に、当然ではあるが、図書館法に定められている公共図書館職員養成のための科目である。したがって、科目名に他館種図書館の名称が含まれる科目、たとえば、「大学図書館論」などの科目は設けられていない。

第二に、1950年以後、約60年にわたって継続して検討されている。改定の間隔は、1950～68年が18年、1968～96年が28年、1996～2009年が13年である。全般的に長期間で、特に1968～96年の28年は長いが、2009年の改定は比較的短期間で行われている。

第三に、履修が必要な単位数は、15→19→20→24、と改定の度に増加し、最初と比べて合計9単位増加している。内容の点でも、時代のニーズに合わせて、科目が新設され充実が図られている。しかし、上記の単位数から明らかなように、いずれも、主に大学の学部の司書課程における司書養成を想定している。

第四に、司書・司書補の資格には変化がなく、司書資格は、等級のない一段階の資格である。

4. その他の科目案の概要

(1) 大学基準協会の教育基準

大学基準協会は、新しい学問分野における大学教育の基準を作成することを任務としており、その観点から教育基準を制定している。

1) 図書館員養成課程基準(1949)

4年制大学の4年あるいは3年～4年で履修できると明記されている。履修が必要な単位数は、必修科目では20単位以上である。科目は例示で、分類されていない。選択科目は、

12科目挙げられているが、科目名のみが示され、選択科目全体及び各科目の単位数は示されていない。そのため、履修が必要な全体の単位数は示されていない。公共図書館だけでなく、他館種図書館のための科目として、選択科目に「大学図書館管理法」、「学校図書館」、「特殊図書館の諸問題」の3科目が設けられているが、3科目の名称に統一性が見られない。多様な館種の図書館職員養成をめざしている。

2) 図書館学教育基準 (1954)

「備考」に図書館学科での教育を対象とすることが明記されている。専門科目は、基礎部門、資料部門、整理部門、管理部門の4部門に分類されており、履修が必要な単位数は38単位以上である。全体の構成は明確になり、各部門の単位数は示されているが、科目名は例示で、各科目の単位数は示されていない。「あらゆる図書館の機能達成」を明示して、全館種の図書館職員養成を想定しているが、「学校図書館」のような館種名を含む名称の科目は設けられていない。

3) 図書館・情報学教育基準 (1977)

図書館学は図書館・情報学（後には図書館情報学）へ発展すると考えられたため、「図書館学教育基準」が根本的に改定されて、「図書館・情報学教育基準」となった。図書館・情報学部及び学科の教育基準であることが明記され、1979年に開学した図書館情報大学では、この基準を典拠としている。専門科目は、「図書館学教育基準」の部門編成に近い形の基礎部門、メディア・利用部門、情報組織部門、情報システム部門の4部門からなり、合計38単位以上を履修する。各部門の単位数は示されているが、科目名は例示で、各科目の単位数は示されていない。

図書館情報学は、図書館学と情報学を合体融合するもので、科目名に「情報」という用語を含む科目が増えている。「基準」では、図書館の館種については全く言及しておらず、必修科目には各館種の図書館に関する科目はない。基準案を作成した図書館学教育研究委員会の報告では、この基準の目的は、「図書館・情報学に関する学理および技術を教授し、合わせてその応用能力を展開させること」であり、図書館職員の養成については言及していない。ただし、「情報システム部門」では、「館種別の諸問題に関する科目（例えば「公共図書館論」「研究図書館論」等）も必要に応じて設けることができる」¹²⁾とされている。

4) 図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法 (1982)

「図書館・情報学教育基準」の表現を整理したもので、基本的性格は同じである。

5) まとめ

4つの教育基準には次のような特徴がある。

第一に、大学の司書課程ではなく、4年制大学の図書館学部（または図書館・情報学部）・学科を想定しており、履修が必要な単位数は38単位以上である。

第二に、他館種の図書館職員に関する法律上の資格は存在しないため、資格には言及しておらず、法改正等にも言及していない。

第三に、1950年前後の図書館学教育、1970年代後半～1980年代前半の図書館・情報学教育の二つのグループに分かれる。これは、新しい学問分野における大学教育の基準を作成するためであるから、ある特定の時期に作成されるにとどまる。

第四に、図書館学教育の基準では、公共図書館だけでなく、全館種の図書館職員の養成をめざしているが、館種別の科目が設けられているのは「図書館員養成課程基準」(1949)

だけである。図書館・情報学教育の基準では、教育内容の性格がかなり大きく変わり、館種別の科目は必要に応じて設けるものとなっている。

(2) 日図協関係の試案

1) 改善委員会試案（1965）

日図協は、1963年に、図書館職員養成の望ましいあり方を示すために、図書館学教育改善委員会（委員長：深川恒喜日図協図書館学教育部会長）を設置した。公共図書館だけでなく、大学、特殊専門、学校図書館の職員養成をめざし、公共図書館、大学図書館、特殊専門図書館、学校図書館の4つの小委員会を設けた。それぞれ、主要な大学教員と図書館管理職合計7人～9人から構成されている。改善委員会は、1964年6月に、「図書館学改善委員会（小委員会）中間報告」（第一次中間報告）を発表し、1965年3月に、第1次中間報告に対するアンケート調査の結果である「図書館学教育改善委員会第二次中間報告」を発表した。6月に、「図書館学教育改善試案」を含む『図書館学教育改善委員会報告』¹³⁾を刊行し、9月に、『図書館雑誌』に「図書館学教育改善試案」を発表した。

この試案では、4年制大学と短期大学を対象に、「図書館学科」を中心とし、「図書館学の課程」等も想定している。司書課程で教えるコアとなる共通の科目（必修科目20単位）が定められ、その上に、「公共図書館専門職員の養成に必要な図書館学教育の課程」をはじめとし、大学図書館、専門図書館、学校図書館を含む4つの「課程」の案が作成されている。コアとなる必修科目20単位を中心に適宜科目を加えて開講することを提案している。

4つの課程は、それぞれ、「A 必修科目、B 選択科目、C 関連科目、D その他」の4種類に分かれており、「A 必修科目」の中は部門別に分かれている。公共図書館では、1. 基礎部門（2科目）、2. 経営・管理部門（2科目）、3. 奉仕部門（2科目）、4. 資料部門（5科目）、5. 整理部門（2科目）の5部門に分かれている。必修科目の部門及びその他の種類ごとに複数の科目を挙げ、その単位数と数行の内容説明を付している。館種によって異なるが、関連科目やその他の項目でも、さまざまな科目が挙げられている。

種類別の単位数は下記のとおりである。

- ・ 公共図書館
必修科目 30 単位、選択科目 6 単位 関連科目 28 単位、その他
- ・ 大学図書館
必修科目 30 単位、選択科目 8 単位、 関連科目、その他
- ・ 特殊専門図書館
必修科目 38 単位、選択科目 10 単位 関連科目、その他
- ・ 学校図書館
必修科目 14～20 単位、選択科目 6 単位、関連科目、その他

この案では、「公共図書館管理論」「大学図書館管理論」「専門図書館概論」の科目が設けられているだけでなく、館種別の履修コースが設けられており、他の科目案と比べて、はるかに詳細である。ただし、「学校図書館学概論」「学校図書館資料論」「学校図書館資料組織論」等を設けた学校図書館以外では、名称に館種名を含む科目は上記の3科目のみである。なお、報告書には、「D 現在の図書館学教育に関する具体的提言」があり、多様な事項18項目の提言を行っている。この中で注目されるのは、「(3) 大学基準協会の「図書館学」に関する二つの基準は、この改善計画に従って、改訂されること」「(4) 文部省の大学設置

審議会における各学部教育基準にあわせて、図書館学教育基準をも審議されるよう推進すること。その際、本試案が参考とされることが期待される」とあり、大学の教育基準の制定に対して期待を持っていたことがわかる。

2) 教育部会試案 (1972)

日図協個人会員の図書館学教員からなる日図協図書館学教育部会の図書館学教育基準委員会は、1972年に「図書館学教育改善試案」を発表した。名称は1965年の改善委員会試案と同一である。

主に4年制大学の図書館学科(専攻)における図書館職員養成を想定しているが、司書課程も存続している。大学院、短期大学では、特定の等級の職員を養成する。4年制大学には、図書館学教育基準と司書課程基準があり、図書館学教育基準では、基礎部門、資料部門、資料組織部門、奉仕部門、経営管理部門の5部門に分けて、それぞれの単位数を示し、科目名を例示しているが、各科目の単位数や内容説明は示されていない。履修が必要な単位数は、図書館学教育基準では38単位以上、司書課程基準では22単位以上である。

他の科目案と根本的に異なる点は、末尾に「司書資格」「司書教諭資格」の項目があり、等級別の資格を提案していることである。「司書資格」は、大学院卒(専門司書)、4年制大学図書館学科卒(普通司書1級)、司書課程(普通司書2級)、短大の司書課程(司書補)の4段階からなり、それぞれに必要な専門科目名と単位数を示している。これは、司書資格の全面的な改訂であり、図書館法や学校図書館法の根本的な改正が必要になる。解説では、図書館法、学校図書館法に規定されている「司書、司書補、司書教諭の資格のあり方をも検討することが要請される」とあるが、法改正の具体的な方針は示されていない。

全館種の図書館職員養成を目指しているが、他館種図書館の名称を含む科目は、「(5) 経営管理部門」で、「公共図書館論」「学校図書館」「大学図書館」「専門図書館」の4科目が例示されているのみである。専門科目の履修については、「公共・学校・大学・専門図書館・情報管理などのコースを設定することが望ましい」と述べている。

3) まとめ

2つの試案には次のような特徴がある。

第一に、図書館学科が中心で、司書課程よりも高いレベルを想定しているが、短期大学や司書課程も対象としている。改善委員会試案では、開講の範囲を大学に任せているが、教育部会試案では、大学の種類や履修単位数による4つの等級からなる資格を設定し、それに必要な科目を定めている。

第二に、改善委員会試案では、この内容を大学基準協会の教育基準に反映させることをめざして、図書館法の改正には言及していない。教育部会試案では、図書館学教育の改善にとどまらず、司書資格の全面的な改訂、図書館法、学校図書館法の検討を提案しているが、法改正の詳細は検討されておらず、その方針も示されていない。

第三に、1965年と1972年に発表されたが、教育部会試案に対して、日図協の他の委員会や一部の図書館職員等から強い批判があり、そのため、日図協図書館学教育部会は、その後、この種の科目案を検討していない。

(3) 日本図書館情報学会「図書館情報学カリキュラム案」(2006)

日本図書館情報学会会員である図書館情報学教員のグループが、2003～2006年に行った「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」(略称：

LIPER)の一環として、2006年に発表された。

基本的に大学院での養成をめざしていると考えられる。当面は、修得科目を学部学習の共通するコア領域とし、大学院では、情報専門職(公共図書館)、同(大学図書館)、同(学校)の3種類の専門職員の養成をめざす履修コースを設け、館種ごとに専門的な科目5~6科目を設けている。専門図書館職員は情報専門職の対象となっていないが、医学医療情報、法律情報等の「個別情報領域」が設けられている。科目内容の簡単な説明が示されているが、単位数は示されていない。

科目名に館種名が含まれる科目としては、「公共図書館メディア論」「公共図書館経営論」がある。科目名には、公共図書館関係では「地域」、大学図書館関係では「学術情報」「高等教育」、学校関係では、「学習」「学校教育」が用いられている。

5. 考察

(1) 制定機関と検討内容・期間

文部科学省は、修得科目について長期的に検討を重ねてきているが、これは、図書館法に基づく公共図書館職員の養成に限定されている。図書館学教育全般や公共図書館以外の館種の図書館職員の養成のための科目について、長期的に検討を重ねている機関はない。このような試みは、1972年以後2006年まで、約35年間にわたって行われていない。

(2) 養成機関と必要単位数

修得科目の単位数は、改定の度に増加し、最終的に9単位増加して、24単位になったが、依然として、主に司書課程での副専攻を想定している。大学基準協会と日図協による6つの教育基準は、図書館学科を想定し、必要単位数は、大部分は38単位で、修得科目よりも増加している。これは、専攻科となるために内容の充実を図ったものである。38単位は図書館情報学教育の単位数の一つの基準となっている。

(3) 科目の制度化の方法

改善委員会試案では、大学基準協会等の教育基準への反映をめざしたが、教育部会試案では、司書資格、司書教諭資格の全面的な改定を提案して、図書館法の検討を求めている。教育部会試案の最大の特徴は、科目案に関する議論を司書制度に関する議論と結び付けていることである。

(4) 他館種図書館職員の養成のための科目案のレベル

文部科学省以外の2つの団体、大学基準協会と日図協による科目案では、図書館情報学の教育全般または全館種の図書館職員の養成がめざされているが、他館種の図書館職員の養成に関する関心のレベルは大きく異なる。最も重視しているのは改善委員会試案で、それに次ぐのがカリキ案である。それ以外の科目案は比較的簡単なものである。カリキ案で、この点が取り上げられたのは、他館種図書館職員の養成の必要性に注目したものと考えられる。

修得科目以外の科目案について、他館種の図書館職員養成のための科目内容の観点から検討すると、館種別の図書館職員を養成するためのコースを設けている科目案と、コースを設けていない科目案とに分類できる。コースを設けている科目案には、改善委員会試案、カリキ案があり、コースを設けていない科目案には、図書館員養成課程基準、図書館学教育基準、教育部会試案、図書館・情報学教育基準がある。前者は、全館種に共通する科目

と、その上に設けられている館種別のコースの科目を修得することによって、それぞれの館種の図書館職員が養成できる構成になっている。コースには、それぞれ館種別に専門的な科目が設けられている。後者は、ほとんどの科目が全館種の図書館職員の養成のための科目となっている。館種名を含んだ科目の例示がある場合とない場合がある。

最も詳しい内容が示されたのは改善委員会試案である。これと比べると、教育部会試案やカリキ案の提案は概要にとどまっている。1965年のものであるが、詳しさの点では、改善委員会報告が最も優れている。

(5) 結論

これまで、他館種図書館の専門職員の養成のための科目案は十分検討されてこなかった。全館種の図書館職員の養成のための科目について検討する試みは、1972年以後、2006年まで約35年間行われてこなかった。また、このための科目案が詳細に検討されたのは、1965年の改善委員会試案であった。

このような科目案は、図書館関係者、とりわけ図書館学教育関係者が、各館種の図書館職員と協力して検討する必要があった。なぜ、この課題に十分に取り組むことができなかったのか、日図協や日図協図書館学教育部会の歴史の検討が必要である。

今後は、今回は行えなかった各科目案の検討の背景、検討過程、各科目案に対する評価と実現のための取組等について検討を進めたい。

注記・引用文献

- 1) 上田修一、根本彰「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究（最終報告書）」（『日本図書館情報学会誌』52(2)、pp. 101-128、2006）
- 2) 神本光吉「図書館学教育論」（『法政大学文学部紀要』no. 19 別冊、pp. 1-51、1974）
- 3) 図書館情報学ハンドブック編集委員会『図書館情報学ハンドブック』丸善、1999、pp. 135-137（柴田正美執筆）
- 4) 根本彰『『司書講習等の改善に関することについて（報告）』（1967）の解説』（『日本図書館情報学会誌』53(3)、pp. 172-182、2007）
- 5) 大学基準協会年史編さん室編『大学基準協会 55 年史 通史編』財団法人大学基準協会、2005、p. 204-242
- 6) 日本図書館協会『図書館関係法規基準集』日本図書館協会、1962、p. 115-116
- 7) 前掲 5) p. 115
- 8) 日本図書館協会図書館学教育改善委員会「図書館学教育改善試案」（『図書館雑誌』59(9)、pp. 26-31、1965）
- 9) 日本図書館協会図書館学教育部会図書館学教育基準委員会「図書館学教育改善試案」（『図書館雑誌』66(6)、pp. 30-34、1972）
- 10) 「図書館・情報学教育基準」（『会報』（財団法人大学基準協会）no. 35、pp. 68-69、1977）
- 11) 日本図書館協会『図書館関係法規基準集』日本図書館協会、1983、p. 209-210
- 12) 沢本孝久「図書館学教育研究委員会報告」（『会報』（財団法人大学基準協会）no. 35、pp. 41-49、1977）p. 47
- 13) 日本図書館協会編『図書館学教育改善委員会報告』日本図書館協会、1965、23p